

古典の日に関する法律について

1. 経緯

- (1) 平成20年（2008年）11月1日、「源氏物語千年紀委員会」（京都府や京都市をはじめ近畿の各府県、諸団体などで構成）が開催した記念式典（天皇皇后両陛下ご臨席）において、11月1日を「古典の日」とする宣言（11月1日は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認される最古の日付が寛弘5年（1008）年11月1日であることに由来。）。
- (2) その後、同委員会を母体として、「古典の日」の法制化に向けた運動を推進。これを受け、平成24年3月、超党派の国会議員により『「古典の日」推進議員連盟』（会長：福田康夫元内閣総理大臣）が発足。第180回国会において、議員立法により、「古典の日に関する法律」が成立。

2. 概要

- (1) 「古典」を、「文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったもの」と定義
- (2) 11月1日を古典の日として制定
- (3) 国及び地方公共団体は、以下について努力することを規定
 - 古典の日における行事の実施
 - 古典の日を契機とした、学習及び教育の機会の整備、調査研究の推進及びその成果の普及
- (4) 公布の日（平成24年9月5日）から施行



3. 今後の取組と期待される効果

古典の意義が再認識され、学校、職場、地域等における古典に関する学習等が活発化されることにより、国民が古典に親しみ、古典を心のよりどころとするようになることを期待。

【取組例】

- ・ 9月5日付けで、関係機関等に対し、国民が古典に親しむための施策の実施に努めること等を要請する施行通知を发出。
- ・ 11月1日に、文化庁や独立行政法人において、古典の日にちなんだ行事を実施。



(参考) 古典の日に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいう。

(古典の日)

第三条 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設ける。

2 古典の日は、十一月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。